

支部に関する規約

(目的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第51条（支部）の規定に基づき、組合が設置する支部の組織及び運営に関する基本的事項を定めるものとする。

(組織・構成)

第 2 条 組合の支部は、次の通りとする。

- (1) 中部支部 (中央区・南区)
- (2) 北部支部 (北区・東区)
- (3) 東部支部 (白石区・厚別区)
- (4) 南部支部 (豊平区・清田区)
- (5) 西部支部 (西区・手稲区)
- (6) 設備支部 (札幌市全域)

2 組合員は、そのいずれかに所属しなければならない。

ただし、組合員が住所変更等の事由により、所属する支部が異動となる場合、その異動時期は下記の通りとする。

- (1) 異動となる事由が上期（4月1日～9月30日）に発生した場合は、同一事業年度の10月1日から異動
- (2) 異動となる事由が下期（10月1日～翌年3月31日）に発生した場合は、翌事業年度の4月1日から異動

(任 務)

第 3 条 支部は、組合員相互の連絡を密にし、協調の精神に基づき企業の発展を図ると共に組合の運営に協力するものとする。

(役 員)

第 4 条 支部に次の役員を置くものとする。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 若干名

2 前項の役員の外、支部の運営に必要とした場合、適宜に役員を置くことができる。

(役員を選出)

第 5 条 役員は、支部での互選又は推薦により選出するものとする。

(役員の任期)

第 6 条 役員は、組合役員の任期に準じ2年とする。

- 2 任期満了した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは、引続きその任務を行う。
- 3 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部長、副支部長)

第 7 条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。

2 支部長に事故又は欠員のあるときは、副支部長がこれを代理する。

(会計年度)

第 8 条 支部の会計年度は、組合に準ずるものとする。

(支部会則)

第 9 条 支部の運営に関する会則については、各支部において定めるものとする。

(規約に定めない事項の措置)

第 10 条 この規約に定めのない事項については、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規約は、平成13年 5 月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 5 月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月27日から施行する。